

第2回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和4年2月25日

出席者	1. 若杉伸児 2. 森田正春 3. 藤田博文 4. 田野敏広 5. 中田辰美 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志 10. 菊池勇夫 11. 富井保徳 12. 黒木良昭 13. 藤本政嗣 14. 中谷茂己
議事録署名人	3番 藤田 博文 委員 4番 田野 敏広 委員
開催時間	開会 AM 10:00 ~ 閉会
発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和4年第2回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は14名全員出席であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>それでは会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、令和4年第2回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。3番藤田博文委員、4番田野敏広委員、よろしく願いします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は、令和4年2月25日、本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>2ページをお開きください。議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった</p>

ので、承認を求める。令和4年2月25日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。
次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号11番から16番までの6
件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4ページをお開きください。受付番号は11番です。申請人の譲受人が、美郷町
南郷鬼神野の24歳の方。譲渡人は、清武町の72歳の方です。申請地は、南郷鬼
神野字床並上原、田2筆、1,575㎡であります。申請理由は、売買による所有権移
転。利用計画は、水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであ
ります。譲受人の経営ですが、自作地のみの971㎡です。今回取得する1,575㎡
を足しても下限面積3反には達しないのですが、譲受人は移住定住者になり、移
住定住者の下限面積1aを適用しています。家畜はありません。家族総数2名の労
力2名となっております。5ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法
第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5番、中田です。譲受人は、農業委員会にかかるのは2回目になります。同じ
譲渡人から、住宅と土地を同時に譲り受けております。その際、譲り受けた畑を1
年程耕作して、続けられそうなら今回の申請地を譲り受けるという話が出来てい
たようです。譲渡人は宮崎市に住んでいて、もう美郷町には帰ってこないため、
財産の処分をしているようです。譲受人は農業用機械を持っていませんが、近く
の農家の人たちから協力してもらってやっていくということでもあります。何の問
題もないと思われれます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号11番について質疑のある方
は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号11番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号12番と13番ですが、関連がありますので同時に説明を
お願いします。

事務局員

6ページをお開きください。受付番号12番と13番ですが、交換案件になりま
すのであわせて説明いたします。

受付番号12番。譲受人が、美郷町西郷田代の71歳の方。譲渡人が、美郷町西

郷田代の 59 歳の方です。申請地は、西郷田代字舟戸、畑 3 筆、2,184 m²であります。申請理由は、交換による所有権移転。利用計画は茶となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 7,994 m²。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 2 名となっております。

受付番号 13 番。譲受人と譲渡人が逆になります。申請地は、西郷田代字舟戸、畑 3 筆、2,316 m²であります。申請理由は、交換による所有権移転。利用計画は杉の苗木となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 15,554 m²。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 2 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

富井委員

11 番、富井です。この案件は、12 番の譲受人と、譲渡人の父親との間で数年前に取り交わされたものと聞いております。地籍集成図を見てもらうとわかるように、双方所有する畑が交互になっており、交換によって作業効率を良くしたいという考えがあったようです。農業委員会に届け出るのが遅くなりましたが、双方が納得のうえでの交換となります。何ら問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 12 番と 13 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 12 番と 13 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 14 番と 15 番ですが、譲受人が同一のため、同時に説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 14 番と 15 番ですが、譲受人が同一のためあわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町南郷水清谷の 61 歳の方です。

受付番号 14 番。譲渡人が、美郷町南郷神門の 72 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字小又、田 3 筆、847 m²であります。

受付番号 15 番、譲渡人が、美郷町南郷水清谷の 63 歳の方です。申請地は、南

郷水清谷字猪ノ原、田 2 筆、2,053 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて、20,921 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

3 番、藤田です。まず譲渡人から説明いたします。14 番の譲渡人は、渡川地区のダムの管理者をやっているため耕作できないということです。昨年までは別の方と賃貸借契約しておりましたが、その方が病気のため耕作できなくなり譲受人に依頼したそうです。15 番の譲渡人は本地区の区長をしており、林業大学の指導員もやっていることから、なかなか多忙で農地の管理が出来ないということで譲受人に依頼したそうです。譲受人はこの地区の農業の担い手であり、大変まじめにがんばる方であります。地区の人望も厚く、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 14 番と 15 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 14 番と 15 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 16 番の説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 16 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷入下の 70 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷入下の 64 歳の方です。申請地は、北郷入下字ツマノ下、田 4 筆、2,365 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は、水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 38,868 m²。家畜は牛を 4 頭飼養しています。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員	<p>7 番、柳田です。譲渡人は相当数の農地を保有して耕作してしますが、体調を悪くして自身で耕作するのが骨が折れるため、同地区住民の譲受人に依頼したそうです。申請地の近くに譲受人が耕作している農地があるため、引き受けることになったそうです。問題ないと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 16 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 16 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。</p> <p>続きまして、議案第 6 号、非農地の許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>12 ページをお開きください。議案第 6 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条に規定する農地でないことの証明願ひの申請があったので、承認を求める。令和 4 年 2 月 25 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 17 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>14 ページをお開きください。受付番号は 17 番です。受付月日が、令和 4 年 2 月 14 日。申請人が、日向市の方になります。申請地は、西郷田代字柿木原、地目は畑、現況は原野、160 m²であります。所有者は、申請人と同一であります。調査月日は、令和 4 年 2 月 14 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。15 ページが地籍集成図、16 ページが現況写真になります。申請地は長期にわたって原野化しており、隣接する農地が南側にありますが日照権等の問題もなく、非農地扱いしても影響は無いと考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
森田委員	<p>2 番、森田です。申請人は日向市在住ですが、この地域に実家があるため、隣接する農地を購入しましたが、申請地は長く放置していたせいか大きい木が生えていたりして、農地として使用することは困難であることを確認しました。ご審議よろしくお願ひします。</p>

議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 17 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 17 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。</p> <p>続きまして、議案第 7 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>17 ページをお開きください。議案第 7 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 4 年 2 月 25 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 18 番と 19 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>19 ページをお開きください。受付番号は 18 番です。申請人が、日向市の 63 歳の方です。申請地は、南郷神門字伊久良ヶ原、田 1 筆、199 m²であります。申請理由は、申請地は一般住宅を建築するために造成し、宅地として使用しています。実家の売買手続きを行った際に、宅地の一部の農地転用が未手続きであることが判明したため、今回の申請となった（追認申請）ということです。転用後の用途は宅地。転用の時期は、完了時期が、北側物置が平成 9 年ごろ、南側物置が平成 7 年ごろとなっております。20 ページが地籍集成図、21 ページが始末書、22 ページが土地利用計画図、23 ページが現況写真となります。本件は、隣接する農地もない小集団の農地であり、始末書も提出されていることから転用やむなしと考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
中谷委員	<p>14 番、中谷です。申請人は日向市在住です。父親が亡くなった時点で、住宅も田も畑も全部売りたいと、私に相談がありました。そして売買を行う際に無断転用がわかったというものです。問題ないと思われまますので、ご審議よろしく願います。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 18 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 18 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 19 番の説明をお願いします。

事務局員

24 ページをお開きください。受付番号は 19 番です。申請人が、美郷町西郷田代の 62 歳の方です。申請地は、西郷田代字花水流、畑 2 筆、1,384 m²であります。申請の理由は、現在農業用資機材を自宅に保管しているが、大変手狭で管理に苦慮しているため、町道に近く利便性の高い申請農用地を、農業用資機材置き場として利用したい（一時転用）ということです。転用後の用途は、農業用資機材置場。転用の時期は、令和 4 年 4 月 1 日着手、令和 4 年 4 月 30 日完了予定となっております。25 ページが地籍集成図、26 ページが土地利用計画図、27 ページが現況写真となります。申請地の西側と南側は道路、東側と北側が農地になりますが、汚水は発生しません。雨水は自然浸透で処理することになりますので、隣接する農地には影響は無いと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭
委員

12 番、黒木です。申請人は、花水流地区の区長であります。申請理由にもある農業用資機材を自宅に保管していますが、道幅が非常に狭いため管理がしにくいということで、申請地に新たに資機材置場を一時的に転用して作りたいということでした。現況写真を見ても、事務局の言うとおり非常に利便性が高いのではないかと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 19 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 19 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 1 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長	<p>28 ページをお開きください。報告第 1 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 4 年 2 月 25 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>29 ページをお開きください。南郷水清谷字小又、田 3 筆、847 m²。農地法第 3 条で賃貸借契約が成されていましたが、賃借人が体調を崩し耕作が出来なくなり、新たな耕作者と賃貸借契約を結ぶため、令和 4 年 1 月 18 日をもって合意解約が成立いたしました。</p> <p>続きまして、30 ページをお開きください。南郷鬼神野字床並上原、田 2 筆、1,575 m²。農地法第 3 条で賃貸借契約が成されていましたが、先程受付番号 11 番で承認していただきました所有権移転により、令和 4 年 2 月 7 日をもって合意解約が成立いたしました。この 2 件の合意解約は、農地法の要件を満たしているため、届出を受理いたしましたことを報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>続きまして、報告第 2 号、農地改良完了届について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>31 ページをお開きください。報告第 2 号、農地改良完了届について。農地改良完了届出書の提出があったので報告する。令和 4 年 2 月 25 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>32 ページをお開きください。昨年 6 月の総会時に報告いたしました、農地改良届の完了報告になります。農地改良の内容ですが、高さ 2.7 m の盛り土を行っています。土地の所在は、南郷水清谷字田ノ原、田 2 筆、996 m²であります。工事完了月日は令和 4 年 1 月 25 日です。33 ページが横断図と平面図、34 ページが完成写真になります。今後は栗を植栽すると聞いております。以上です。</p>
議長	<p>続きまして、諮問第 2 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに伴う意見について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>35 ページをお開きください。諮問第 2 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに伴う意見について。農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項の規定により美郷町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しを行うため、同法施行規則第 2 条の規定により変更する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の提出があったので、意見を求める。令和 4 年 2 月 25 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>資料は 36 ページからになります。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についてご説明いたしますが、その前に資料の訂正をお願いします。資料 41 ページの上から 4 段落目が改正前の文面になっております。正しくは、1 枚刷り</p>

で本日お渡ししました参考資料の赤字部分がここに代わる文面になります。読み替えをお願いします。訂正してお詫び申し上げます。

それでは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の内容と主な変更点について、担当が出席しておりますので、担当のほうから説明をいたします。

<農林振興課 担当小山より説明>

議長

只今担当から説明がありましたが、これについて何か意見があれば挙手をお願いします。

柳田委員

議長、一度休憩を入れて、委員同士意見交換をしてはどうでしょうか。

議長

わかりました。一旦休会といたします。

<休会>

それでは休会を解いて、総会を再開いたします。
何か意見はありませんか。

<なし>

それでは諮問第2号に対して、農業委員会としては意見無しと認めます。

以上で、すべての審議を終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。
以上を持ちまして、令和4年第2回美郷町農業委員会総会を終了いたします。
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 藤田 博文

美郷町農業委員会 委員 田野 敏広

